

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 KOZIKOWSKI Jacek Jozef

論 文 題 目 A FUNCTIONAL ANALYSIS OF PUBLIC
INTEREST IN INTERNATIONAL INVESTMENT LAW AND
ARBITRATION

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科教授 小畑 郁

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

I 審査論文の概要

1 論文の位置づけ

本論文のテーマは、国際投資法及び仲裁における公益についての機能的分析というものである。本論文は、国際投資を巡る投資家とホスト国との間の紛争につき、近時しばしば問題となる公益（public interest）の概念やそれを巡る議論には混乱があるという問題意識に基づき、国際投資協定や国際投資仲裁において公益の概念が用いられる文脈の違いに着目し、分析・整理を試みると共に、一定の提言を行おうとするものである。

国際投資協定の締結やそれに基づく国際投資仲裁の利用は近時激増しており、それに伴いこれらの制度を巡る議論も活発化している。だが、これらの制度が、投資家という私人がホスト国である国家を相手に直接紛争解決を図るという従来の国際法の観点からは非常に独特であることから、それらの議論にはややもすれば混乱に陥りがちな傾向がある。そのような状況において、本論文は、近時環境や公衆衛生の分野においてとりわけ問題となっている公益に基づく国家規制を主たる対象に、国際投資紛争における公益概念の用いられ方を分析・整理し、国際投資法・仲裁を巡る議論の進展に貢献しようとするものとして位置づけられる。

2 論文の構成

本論文の構成は6章から成る。

第1章の序論では、公益のために規制する国家の権利と投資家保護との相剋という点を中心に問題の所在が語られると共に、異なる機能に着目した公益概念の類型化に基づき、国際投資法における当該概念の用いられ方を明確化し、以て仲裁人や条約作成担当者に一貫した指針を示すと共に、国家の規制権限と投資家保護との双方を保障する形で公益概念を統合する手段を発見するという、本論文の目的が示される。

第2章は、議論の前提となる問題に関する一般的論述に費される。まず、社会科学における公益を巡る議論において「公」と「利益」のそれぞれが問題となっていることが指摘され、国際投資法・仲裁においては、文脈に応じて公益という概念の背後にある価値及び当該価値によってカバーされる者を論じることの重要性が指摘される。次に、国際投資協定及びそれに基づく仲裁という仕組の特徴が簡潔に示される。さらに、公益のために規制する国家の権利に関する近時の議論として、公益と間接収用との関係（とりわけ *police power doctrine* と *sole effect doctrine* との関係）、公益と規制措置に伴う補償義務との関係、そして公益と国際的不正行為に対する損害賠償義務との関係（反訴や抗弁における議論）が紹介される。これらは、第3章以下で用いられる3つの機能的アプローチにそれぞれ対応する局面である。最後に、国際仲裁における公益に関する批判として、上述の議論における幾つかの混乱や不明確性が指摘される。

第3章では、国際投資法における公益概念の多義性を踏まえ、本論文で用いられる分析視角としての機能的アプローチ、すなわち、公益概念が用いられる局面に応じて類型化するアプローチが示される。具体的には、対象となる措置の収用該当性を除外するものとしての公益、収用の合法性要件の一つとしての公益、そして、損害賠償における国家責任を緩和するものとしての公益の3つの類型である。本章では、公益概念が果たすこれら3つの機能が例と共に説明されると共に、3者の階層的関係が示される。

第4章では、国際投資法における公益が扱われる。先ず、国際投資法の発展の歴史が公益概念との関係で叙述された後、慣習国際法における公益概念が果たす機能の進展が示される。その上で、国際投資協定における公益概念が果たす機能の進展（合法性要件としての公益から、該当性から除外するものとしての公益へ）が、収用に関する様々な条項に則して分析される。

第5章では、公衆衛生と環境という2つの分野における仲裁判断における公益概念が、3つの機能の観点から分析される。各分野における代表的事例が丁寧に紹介・評価された上で、最後に、公益が何れの機能として用いられているかという点に影響を与える要素として、公益が手続の何れの段階で主張されるか、また、国家的措置の法源が国際規範であるか国内規範であるか、さらに、紛争に適用される国際投資協定規定の特定の文言がどのようなものか、という3つの点が分析結果として指摘される。

最後に、第6章では、これまでの分析・検討結果が再確認されると共に、著者からの提言として、第一に、収用該当性の文脈で用いられる公益については、措置がホスト国の国内法に基づいているだけでは不十分であり、国際規範に基づく必要であること（さもないとホスト国の恣意に委ねられる結果になる）、第二に、合法性における公益については、基本的にホスト国の裁量が尊重されるべきであるが、上述の恣意性の問題をも考慮し、国内における救済措置がまずもって尽くされることを要求すべきであること、そして第三に、調整機能としての公益については、国際投資協定において損害賠償算定の基準を条文として明確化すべきであること、が掲げられ、本論文は締め括られる。

II 評価

1 学問的寄与

本論文は、国際投資協定及び仲裁における公益概念の用いられ方を分析し、一定の提言を行うものである。国際投資協定・仲裁は各国の国内規制を対象としており、近時は、環境規制・公衆衛生規制のような公益のために導入された規制についても投資協定の規定との関係が論じられ（特に隠れた収用）、問題となっている。その際、ホスト国の主張において規制が公益のためになされているという点がしばしば挙げられる。だが、そこでの公益概念は曖昧であり、議論に混乱が生じている。

本論文は、国際投資協定・仲裁の文脈において公益概念が果たす機能に着目してこれを分類するものであり、①対象となる国家規制が隠れた収用に該当するか否か、②収用が合法的であるかどうか、③補償額の算定の際の考慮要素、という 3 つの機能の観点から、現行国際投資協定における様々なタイプの条項や、公益に関して下された諸々の仲裁判断を分析・整理したものである。上述した混乱した議論状況を整序するための一定の指針を示したという点で、一定の学問的意義が認められる。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

本論文には以下のような問題点も指摘出来る。

先ず、従来の慣習国際法における議論に対する理解である。公益に関する慣習国際法についての理解は、国際投資法に関する文献に大きく依拠しており、一面的であると言わざるを得ない。

また、本論文は、中心的な論点であるとはいえ、収用との関係についてしか検討しておらず、公正衡平待遇等の他の条項と公益概念との関係について論じていないという不十分さもある。

さらに、事例分析を公衆衛生・環境規制に限定しており、他の事例との関係を十分に論じていないという点も指摘出来る。

上記のような問題点もあるものの、申請者が属するリーディング・プログラムの趣旨や上述した本論文の実務的意義を考慮すれば、本論文は博士（比較法学）に十分な水準にあると評価出来る。

博士（比較法学）の判定基準に則してより具体的に述べれば、本論文は、国際投資協定・仲裁という開発途上国にも深く関係する国際関係の領域に関する問題を扱っている点で、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している（A）。また、各国での議論を広く網羅しており、主として比較法学的・比較政治学的手法によっている（B）。本論文のテーマは母国であるポーランドにも関っており、また、本論文では英語という申請者の母語以外の言語を用いて関連の研究動向が分析され、それを前提に議論が進められている（C）。上述のように、本論文は、国際投資協定・仲裁における公益概念の明確化という目標設定に対し、その回答として上述した 3 類型の機能的分析という方法論が示されており、問題設定が明確であり、且つ、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると言える（D）。さらに、上述の通り、従来の研究と比較して独自性が認められる（E）。そして、理論的にもそれなりに堅固であり、予想される批判に対する自分なりの回答が用意されている（F）。このように、本論文は、判定基準を十分に満たすものとなっている。

Ⅲ 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。